

令和7年 蕨戸田衛生センター組合議会会議録  
第3回

目 次

月 日 曜日	議	事	頁
	○会期日程		
	○招集告示	1	
	○応招、不応招集	2	
8月20日(水)	○議事日程	3	
	○一般質問要旨一覧表	5	
	○出席、欠席議員	8	
	○職務のため出席した者	8	
	○説明のため出席した者	8	
	○開会と開議の宣告	9	
	○議席の変更について	9	
	○議席の指定	9	
	○議会運営委員会委員の選任について	9	
	○議会運営委員会委員長の互選結果の報告	9	
	○議会運営委員会委員長報告	10	
	○会議録署名議員の指名	10	
	○会期の決定	10	
	○常任委員会委員の所属の変更について	10	
	○常任委員会委員の選任について	10	
	○各常任委員会正副委員長の互選結果の報告	11	
	○管理者報告	11	
	○管理者提出議案の一括上程	14	
	◇議案第16号 専決処分の承認を求めることについて		
	◇議案第17号 蕨戸田衛生センター組合手数料等条例 の一部を改正する条例		
	◇議案第18号 令和7年度蕨戸田衛生センター組合会		

## 計補正予算（第3号）

○管理者提出議案の説明	14
○管理者提出議案第16号から第18号に対する質疑	15
○管理者提出議案第16号から第18号の委員会付託	16
○一般質問	16
◇鈴木智議員	
◇酒井いくろう議員	
◇河合ゆうすけ議員	
○会議時間の延長	31
○付託事件に対する委員長報告	34
◇総務常任委員会委員長 酒井いくろう議員	
◇業務常任委員会委員長 比企孝司議員	
○委員長報告に対する質疑	38
○討論、採決	38
○議会運営委員会委員長報告	39
○日程の追加	39
○管理者提出議案の追加上程	39
◇議案第19号 工事請負契約の締結について	
○管理者提出議案の説明	39
○管理者提出議案第19号に対する質疑	40
○管理者提出議案第19号の委員会付託	40
○付託事件に対する委員長報告	40
◇総務常任委員会委員長 酒井いくろう議員	
○委員長報告に対する質疑	42
○管理者提出議案第19号の討論、採決	42
○日程の追加	42
○委員会提出議案の一括追加上程	42
◇委員会提出議案第1号 蕨戸田衛生センター火災に係 る財政支援等を求める意見書	
◇委員会提出議案第2号 蕨戸田衛生センター火災に係	

## る十分な対応を求める意見書

○委員会提出議案の説明	4 2
○委員会提出議案第 1 号及び第 2 号に対する質疑	4 4
○委員会提出議案第 1 号及び第 2 号の委員会付託の省略	4 4
○討論、採決	4 4
○閉会中の継続審査事項の委員会付託	4 5
○閉会の宣告	4 5

令和7年第3回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会期日程

至 令和7年8月20日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	8月20日	水	午後1時55分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○開 議</li> <li>○議席の変更について</li> <li>○議席の指定</li> <li>○議会運営委員会委員の選任について</li> <li>○議会運営委員会委員長報告</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○常任委員会委員の所属の変更について</li> <li>○常任委員会委員の選任について</li> <li>○管理者報告</li> <li>○管理者提出議案の一括上程</li> <li>○管理者提出議案の説明</li> <li>○管理者提出議案に対する質疑</li> <li>○管理者提出議案の委員会付託</li> </ul>
		本会議休憩中		委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○付託事件の審査</li> </ul>
				本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○一般質問</li> <li>○付託事件に対する委員長報告</li> <li>○委員長報告に対する質疑</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○議会運営委員長報告</li> <li>○管理者提出議案の上程</li> <li>○管理者提出議案の説明</li> <li>○管理者提出議案第19号に対する質疑</li> <li>○管理者提出議案第19号の委員会付託</li> </ul>
本会議休憩中	委 員 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>○付託事件の審査</li> </ul>
	本 会 議		<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○付託事件に対する委員長報告</li> <li>○委員長報告に対する質疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○管理者提出議案の追加上程</li> <li>○委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号の説明</li> <li>○委員会提出議案に対する質疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○閉会中の継続審査事項の委員会付託</li> <li>○閉 会</li> </ul>

蕨戸田組告示第3号  
令和7年8月13日

令和7年8月20日令和7年第3回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）を戸田市役所議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合  
管理者 賴 高 英 雄

## 応招、不応招議員

### ◇応招議員 18名

1番	宮	下	奈	美	議員	2番	鈴	木	慎乃助	議員	
3番	金	丸	けんじ	議員	4番	庄	野	航	二	議員	
5番	矢	嶋	聰	子	議員	7番	大	石	圭	子	議員
8番	古	川	歩	議員	9番	鈴	木	智	議員		
10番	比	企	孝	司	議員	11番	花	井	あきこ	議員	
12番	河	合	ゆうすけ	議員	13番	むとう	葉	子	議員		
14番	小	山	大	輔	議員	15番	宮	内	そうこ	議員	
16番	三	浦	のぶお	議員	17番	矢	澤	青	河	議員	
18番	斎	藤	直	子	議員	20番	酒	井	いくろう	議員	

### ◇不応招議員 2名

6番	武	下	涼	議員	19番	細	田	昌	孝	議員
----	---	---	---	----	-----	---	---	---	---	----

令和 7 年 第 3 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

8月20日（水）

# 令和7年第3回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和7年8月20日（水）

## 議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 議席の変更について
4. 議席の指定
5. 議会運営委員会委員の選任について
6. 議会運営委員会委員長報告
7. 会議録署名議員の指名
8. 会期の決定
9. 常任委員会委員の所属の変更について
10. 常任委員会委員の選任について
11. 管理者報告
12. 管理者提出議案の一括上程
  - (1) 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて
  - (2) 議案第17号 蕨戸田衛生センター組合手数料等条例の一部を改正する条例
  - (3) 議案第18号 令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第3号）
13. 管理者提出議案の説明
14. 管理者提出議案第16号から第18号に対する質疑
15. 管理者提出議案第16号から第18号の委員会付託
16. 一般質問
17. 付託事件に対する委員長報告
18. 委員長報告に対する質疑
  - (1) 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて
  - (2) 議案第17号 蕨戸田衛生センター組合手数料等条例の一部を改正する条例
  - (3) 議案第18号 令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第3号）
19. 討 論
20. 採 決

議事日程（追加）

21. 委員長報告

(1) 議会運営委員会委員長

22. 管理者提出議案の追加上程

(1) 議案第19号 工事請負契約の締結について

23. 追加議案の説明

24. 議案第19号に対する質疑

25. 議案第19号の委員会付託

26. 付託事件に対する委員長報告

27. 委員長報告に対する質疑

(1) 議案第19号 工事請負契約の締結について

28. 討論

29. 採決

30. 管理者提出議案の追加上程

(1) 委員会提出議案第1号 蕨戸田衛生センター火災に係る財政支援等を求める意見書

(2) 委員会提出議案第2号 蕨戸田衛生センター火災に係る十分な対応を求める意見書

31. 委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号の説明

32. 質疑、討論、採決

33. 閉会中の継続審査事項の委員会付託

34. 閉会

令和7年第3回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

一般質問要旨一覧表

令和7年8月

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	9番 鈴木 智	<p>7月12日に発生した火災の影響と対応について</p> <p>1. 被害状況とその影響、火災への対応などについて</p> <p>(1) 火災による主な損傷個所と施設への影響はどのようか。</p> <p>(2) 火災の発生・発見に際する経緯はどのようにだったか。初期対応とその後の火災発生中の対応についてはどのように行われてきたか。また、対応に当たった組合職員など関係者の体制はどのようにだったか。</p> <p>(3) 火災の原因について、現時点での見解はどのようなか。またこの間の調査・検証等はどのように行われてきたか。</p> <p>(4) 当組合施設における事故防止対策はどのように行われてきたか。特に粗大ごみ処理施設の火災・爆発事故の防止対策についてはどのように位置づけられ、実施してきたか。</p> <p>2. 市民等への対応、他自治体等からの協力について</p> <p>(1) 蕨・戸田両市の市民への対応はどのように行われてきたか。また、さいたま市も含めた近隣地域の住民や事業所などへの対応（状況説</p>	管 理 者 事務局長

		<p>明や要望等の聴取) はどのようにだったか。</p> <p>(2) 県等関連自治体への協力要請については、どの時期にどのような内容で行われてきたか。県等の対応はそれぞれどのようにだったか。</p> <p>3. 今後の対応・見通し等について</p> <p>(1) 復旧に向けた基本方針はどのようにか。現時点で想定されるスケジュールや予算規模、および復旧のための財源についての見解はどのようにか。</p> <p>(2) 「火災に関する調査検証・再発防止対策会議」の目的と内容、会議の構成、設置期間はどのようにか。本会議の検討内容と復旧に関わる事業の進捗との関係はどのようにか。</p> <p>(3) 今後、両市の市民、及び近隣地域の住民・事業所等への説明はどのようにしていく考えか。</p> <p>(4) 今後の事業や計画への影響について、見解はどのようにか。特に「施設整備基本構想」の検討内容への影響についての見解はどのようにか。</p>	
2	20番 酒 井いくろう	<p>火災後の復旧と再発防止について</p> <p>1. ごみ処理の委託に伴う作業の担い手と実施方法、作業員の確保の状況について</p> <p>2. 火災の検証と再発防止策の策定について</p> <p>3. 施設の復旧方法の選択について</p> <p>4. 国や県からの財政支援の見通しについて</p> <p>5. 蕨・戸田両市と連携した、ごみ減量の啓発やリチウムイオン電池の処理ルールの周知について</p>	管 理 者 事 務 局 長

3	12番 河 合 ゆうすけ	蕨戸田衛生センターの火災について 1. 蕨戸田衛生センターの火災について	管 理 者 事 務 局 長
---	-----------------	---	------------------

令和7年8月20日(水)

◇出席議員 (18名)

1番	宮	下	奈	美	議員	2番	鈴	木	慎乃助	議員	
3番	金	丸	けんじ	議員	4番	庄	野	航	二	議員	
5番	矢	嶋	聰	子	議員	7番	大	石	圭	子	議員
8番	古	川	歩	議員	9番	鈴	木	智	議員		
10番	比	企	孝	司	議員	11番	花	井	あきこ	議員	
12番	河	合	ゆうすけ	議員	13番	むとう	葉	子	議員		
14番	小	山	大	輔	議員	15番	宮	内	そうこ	議員	
16番	三	浦	のぶお	議員	17番	矢	澤	青	河	議員	
18番	斎	藤	直	子	議員	20番	酒	井	いくろう	議員	

◇欠席議員 (2名)

6番 武 下 涼 議員 19番 細 田 昌 孝 議員

◇職務のため出席した者

飯田 知和 書記長 浅羽 慧 書記

◇説明のため出席した者

賴高	英雄	管 理 者	小柴	正樹	嘱	託
菅原	文仁	副 管 理 者	小谷野	賢一	嘱	託
奥田	純子	会計管理者	榎戸	晃	嘱	託
根津	賢治	事 務 局 長	有里	友希	嘱	託
山本	義幸	次 長	田熊	純也	嘱	託
甲斐	基樹	総 務 課 長	加藤	宏之	嘱	託
上嶋	拓	施 設 課 長	香林	勉	嘱	託
			吉野	博司	嘱	託
			細井	高行	嘱	託
			寺島	永	嘱	託
			柳瀬	毅	嘱	託

令和7年第3回蕨戸田衛生センター組合議会  
定例会会議録第1号

令和7年8月20日（水曜日）

午後 1時55分開会

### ◎開会と開議の宣告

○斎藤直子議長 ただいまより、令和7年第3回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。

### ◎議席の変更について

○斎藤直子議長 初めに、議席の変更についてを議題といたします。  
会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更するものです。

変更後の議席番号及び議員名は、  
5番 矢嶋聰子 議員  
7番 大石圭子 議員  
8番 古川歩 議員

以上のとおりであります。

お諮りいたします。

議席を変更することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議席の変更については、さよう決定いたしました。

### ◎議席の指定

○斎藤直子議長 次に、議席の指定を行います。

蕨市議会選出議員の改選に伴い、新たに組合議員となられました議員の議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指名させていただきます。

2番 鈴木慎乃助 議員

3番 金丸けんじ 議員  
4番 庄野航二 議員  
6番 武下涼 議員  
10番 比企孝司 議員  
以上のとおり議席を指定いたします。

### ◎議会運営委員会委員の選任について

○斎藤直子議長 次に、議会運営委員会の委員の選任を行います。

蕨市議会選出議員の改選に伴い、議会運営委員会委員2名が欠員となっております。  
お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

4番 庄野航二 議員  
10番 比企孝司 議員  
以上のとおり指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 異議なしと認め、ただいま指名いたしました議員を選任いたします。

### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 1時57分休憩

午後 2時04分再開

### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎議会運営委員会委員長の互選結果の報告

○斎藤直子議長 ここで、議会運営委員会委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に、  
10番 比企孝司議員  
が互選されましたので、ご報告申し上げま  
す。

---

#### ◎議会運営委員会委員長報告

○斎藤直子議長 これより、議会運営委員会  
委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 10番 比企孝  
司議員。

[10番 比企孝司議員 登壇]

○10番 比企孝司議員 蕨戸田衛生センター  
組合議会定例会に係る議会運営委員会を、  
去る8月6日に開催いたしました。その決  
定事項についてご報告申し上げます。

初めに、本定例会の会期日程案及び議事  
日程の決定事項についてご報告申し上げま  
す。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配  
りしておりますので、ご参照をお願いいた  
します。

最初に、会期日程ですが、蕨市、  
戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、  
本日8月20日の1日とすることに決定いたしました。

次に、議事日程ですが、審議の結果、お配りいたしましたとおりであります  
が、本日8月20日の委員会付託後の本会  
議休憩中に、議案第16号及び議案第18  
号について、各所管事項において総務、業務  
両常任委員会に、議案第17号は総務常任  
委員会に付託し、審議する。

以上のとおり決定いたしました。

以上で議会運営委員会委員長の報告とさ  
せていただきます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○斎藤直子議長 次に、会議録署名議員の指

名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の  
規定により、

8番 古川歩議員  
17番 矢澤青河議員  
を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○斎藤直子議長 次に、会期決定の件を議題  
といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営  
委員会委員長の報告のとおり、本日8月  
20日の1日といたしたいと思いますが、  
これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、1日と決定  
いたしました。

---

#### ◎常任委員会委員の所属の変更につ いて

○斎藤直子議長 次に、常任委員会委員の所  
属の変更についてを議題といたします。

5番 矢嶋聰子議員から、業務常任委員  
会から総務常任委員会へ所属変更の申出が  
あります。

お諮りいたします。

議員からの申出のとおり、所属を変更す  
ることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、常任委員会の所  
属変更をすることに決定いたしました。

---

#### ◎常任委員会委員の選任について

○斎藤直子議長 次に、常任委員会員の選任  
を行います。

蕨市議会選出議員の改選に伴い、常任委員会委員が欠員となっております。

お詫びいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

総務常任委員会委員に、

3番 金丸 けんじ 議員

4番 庄野 航二 議員

6番 武下 涼 議員

業務常任委員会委員に、

2番 鈴木 慎乃助 議員

10番 比企 孝司 議員

以上のとおり指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました議員を選任いたします。

### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 2時08分休憩

午後 2時20分再開

### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎各常任委員会正副委員長の互選結果の報告

○斎藤直子議長 ここで、総務、業務各常任委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告申し上げます。

総務常任委員会副委員長に、

5番 矢嶋聰子 議員

業務常任委員会委員長に、

10番 比企孝司 議員

が互選されましたので、ご報告申し上げま

す。

### ◎管理者報告

○斎藤直子議長 次に、管理者の報告を求めます。

賴高管理者。

〔賴高英雄管理者 登壇〕

○賴高英雄管理者 本日、ここに令和7年第3回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件は、報告1件、条例案1件、予算案1件の計3件であります。

慎重なるご審議をいただき、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

まず始めに、本組合で発生した火災の経過について申し上げます。

7月12日正午頃、粗大ごみ処理施設地下1階、破碎物排出コンベヤ付近で発生した火災により、市民、関係事業者、並びに議員の皆様には、多大なるご不便、ご迷惑、ご心配をおかけしましたことに心からおわび申し上げます。

発生した火災は、翌13日の午前11時に組合立会いの下、鎮火を確認いたしました。

火災の原因につきましては、14日に消防による実況見分が行われましたが、出火原因は不明となっております。

人的被害につきましては、幸いにもございませんでした。

ごみの収集につきましては、14日月曜日からの3日間、蕨市、戸田市全域での収集停止、事業系ごみの受入れを停止し、全施設が稼働できない状況でしたが、17日木曜日から収集を再開いたしました。

収集停止を最小限にできたこと、また、大きな混乱もなく再開できましたのも、市民や関係事業者の皆さんに加え、近隣自治体などのご協力のたまものであり、この場をお借りして御礼を申し上げる次第であります。

ごみの処理につきましては、7月17日の収集再開以降、集積所などから直接、受入れ施設に搬入する方法と、組合に保管したごみを民間事業者の車両に積み替えて、受入れ施設に搬入する方法で処理を行っております。

これまでに4つの市と4つの一部事務組合のほか、民間の事業者にもご協力いただいており、今後も市民生活に支障のないよう、安定的なごみの処理を進めてまいります。

次に、当組合施設の復旧状況につきましては、火災より電気設備が損傷し、全施設の稼働が停止しておりましたが、8月18日から、組合に給電している高圧ケーブルの仮設により、リサイクルプラザ、し尿処理施設、本組合事務所である管理棟を稼働することができ、資源ごみなどの処理を順次再開しております。

また、ごみ焼却施設は、令和8年3月の再稼働に向けて、今年度の復旧工事を予定しております。

火災の影響が大きい粗大ごみ処理施設は、復旧への方針を検討し、相当の期間を要することとなりますが、一日も早い復旧に向けて取組んでまいります。

今後につきましては、火災の調査検証、復旧への方針、再発防止策の検討などについて、蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議を設置し、学識経験者、蕨市・戸田市担当課長、組合局長、各課長により、調査検証、審議を行ってま

いります。

明日8月21日に第1回目の会議を開催し、計5回の会議を予定しております。また、結果につきましては、報告書を作成する予定としております。

次に、組合運営に関する主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、資源物の売扱いですが、売却できる資源物は、価格変動などの状況を考慮し、3か月ごとに年4回入札を行っており、第2・四半期となる7月から9月分の入札の結果、主要な品目の1キログラム当たりの単価は、スチール缶41円19銭5厘、アルミ缶314円16銭、ペットボトル入札分82円50銭、粗大ごみなどを破碎処理し回収した破碎鉄は39円60銭、ごみを焼却した焼却灰より回収した焼却鉄は、13円57銭4厘となりました。第1・四半期に引き続き、安定した売却状態が継続しております。

ただ、火災に伴う停電により、リサイクルプラザ稼働停止の間は、金属缶類及び雑紙は、集積所から民間の施設に直接搬入し、ペットボトルは、当組合で民間事業者の車両に積み替える方法で処理を行いました。

金属缶類は近隣の2つの施設に搬入し、1キログラム当たりの単価で、それぞれ3円30銭と1円10銭、雑紙は近隣の1つの施設に搬入し、6円60銭、ペットボトルは2つの事業者と契約し、それぞれ3円30銭と1円10銭となり、落札金額との乖離はありますが、売却による処理を行いました。

なお、リサイクルプラザ稼働後は、通常の落札単価での引取りに戻ります。粗大ごみ処理施設運転に伴い、排出される破碎鉄、ごみ焼却施設運転に伴い、排出される焼却鉄については、当面の間、発生しないこと

となります。

次に、再生家具の再利用について申し上げます。

再生家具事業は、粗大ごみとして収集された家具類を再利用、いわゆるリユースするため、リサイクルプラザ内の再生工房で、修理、手入れを行った後、必要とする市民の皆さんに廉価でお譲りするもので、毎回、多くの方にご利用いただいております。

今年度、1回目の入札販売を、6月9日から14日の6日間実施いたしました。入札は、市民の方に来場いただき行う通常の入札と、インターネットを利用した入札を同時にい、250点中126点が落札され、再利用されることとなりました。

その後に行います入札で売れ残ったものに在庫品を加え、組合が定めた金額での先着販売は、7月14日から18日までの5日間の開催予定でしたが、火災の影響で中止といたしました。今後につきましては、施設の復旧状況などを鑑みての開催となります。引き続き、リユースの促進に向け取組んでまいります。

次に、施設整備基本構想の状況について申し上げます。

本構想は蕨市、戸田市、両市の廃棄物処理を安定して継続できる施設整備に取り組むために策定するもので、整備用地、組合全体の整備方針、施設ごとの処理方式など、施設整備に関する基本条件等を決定していくものとなります。

本構想を進めるに当たり、学識経験者、関連団体代表と公募の市民、戸田市及び隣接するさいたま市自治会により構成される蕨戸田衛生センター連絡協議会正副会長、両市の環境部門の部長と組合事務局長からなる検討委員会を立上げ、5月15日の第1回検討委員会で諮問を行いました。

委員会は、現在までに3回開催し、第1回、第2回では、整備用地の設定について審議し、第3回開催の7月23日に、整備用地の設定についての中間答申を受けております。

中間答申の概要について申し上げます。

整備用地の設定は、法令等による制約や整備に必要な面積等を基に、候補地を選定するとともに、廃棄物処理施設整備用地としての適性について評価を行った結果、現在の組合有地を整備用地として設定することが適当であること。施設の整備に当たっては、蕨市、戸田市はもとより、近隣のさいたま市の住民の理解を得られるように進めることとの答申を受けております。

また、火災の影響については、施設の被害状況を十分に踏まえ、今後の方針については、必要に応じて見直しや変更の可能性を考慮しながら慎重に進めることとされており、以上のことを踏まえて、今後の施設整備について取り組んでまいります。

次に、一般廃棄物処理基本計画の状況について申し上げます。

令和7年3月に、一般廃棄物処理の基本方針を長期的な視点で示す一般廃棄物処理基本計画の策定を行いました。ごみ処理基本計画に加え、生活排水処理基本計画と食品ロス削減計画を含めた総合的な計画となります。

基本理念を、「減らして分けて みんなで創る 資源循環のまち」と定め、市民、事業者の協力の下、さらなる減量化・資源化を推進し、温室効果ガス排出量や最終処分量の削減を通じて、地域として持続可能な循環型社会を目指し、将来世代によりよい環境を引き継いでいくもので、この基本理念を具体化するため、各計画における基本方針並びに数値目標を定めております。

この目標達成に向けて、令和7年度より、蕨市、戸田市、組合の3者で具体的な取組を推進し、年度ごとに進捗状況及び取組結果をお知らせしていくこととしております。

以上、管理者報告といたします。

---

#### ◎管理者提出議案の一括上程

○斎藤直子議長 これより管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は、報告1件、条例案1件、予算案1件の計3件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

議案第16号 専決処分の承認を求める  
ことについて

議案第17号 蕨戸田衛生センター組合  
手数料等条例の一部を改  
正する条例

議案第18号 令和7年度蕨戸田衛生セ  
ンター組合会計補正予算  
(第3号)

○斎藤直子議長 以上、朗読のとおりであります。

---

#### ◎管理者提出議案の説明

○斎藤直子議長 これより議案第16号から  
議案第18号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

賴高管理者。

〔賴高英雄管理者 登壇〕

○賴高英雄管理者 ただいま上程になりました議案の提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議案第16号「専決処分の承認を求めるについて」であります。本案は、蕨戸田衛生センター組合会計補正予算(第2号)について、専決処分を行いましたので承認を求めるものであります。

7月12日土曜日に発生した火災により、全ての施設の稼働が停止し、ごみの処理ができることから、7月17日の収集再開に向けて、ごみの受入れ協力自治体及び民間事業者に処分を委託する必要が生じたため、7月16日に専決処分を行ったものであります。

歳入では、第1款分担金及び負担金において、2節施設整備基金分担金1億5,000万円を、1節組合分担金に組み替え、組合分担金を17億9,137万5,000円とし、また、第4款繰越金を増額したものであります。

歳出では、第3款衛生費において、処分委託する品目ごとに増額したもので、2目塵芥処理費は、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの処分費について、3目し尿処理費は、し尿及び浄化槽汚泥の処分費について、4目リサイクル促進費は、容器包装プラスチックの処理費について、計2億9,368万2,000円を増額いたしました。

なお、積算期間は8月末日までとしております。

また、第5款諸支出金については、積立金として予定していた1億5,000万円を減額したものとなります。

次に、議案第17号「蕨戸田衛生センター組合手数料等条例の一部を改正する条例」は、事業活動に伴って発生した一般廃棄物の処分手数料の改定など2点を改正するものであります。

1点目は、令和元年10月に手数料を改定して以来、6年が経過しようとするところであり、ごみを処理するための経費と、現状の処分手数料に乖離が生じていることから、受益者負担の適正化を図り、経費に見合った手数料額に見直すため改定するものであります。

内容は、消費税及び地方消費税相当分を除いた10キログラム当たり200円の手数料額を70円引き上げ、270円とし、その額に100分の110を乗じるものであります。これにより、10キログラム当たり220円から297円となります。

2点目は、現在、当組合で計量している重量が10キログラム未満の場合、手数料が発生しないこととなっているため、これを重量が10キログラムまでを297円となるよう改正するものです。同様に、浄化槽汚泥の搬入についても100キログラムまで110円となるよう改正するものです。

本条例の施行日は、事業者への周知期間を考慮し、令和8年4月1日からとするものであります。

次に、議案第18号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第3号）」は、衛生費を増額するもので、歳入歳出それぞれに35億4,125万5,000円を追加し、補正後の予算額を、61億7,619万2,000円とするものであります。

まず、歳入については、第1款分担金及び負担金は14億6,333万4,000円、第4款繰越金では210万8,000円、また、第6款組合債は、ごみ焼却施設復旧工事について災害復旧事業債を起債することから、21億1,200万円を増額するものとなります。

一方、第5款諸収入の電力売払収入は、ごみ焼却施設の停止に伴い、当分の間、発電が見込めないことから、3,618万7,000円減額いたします。

歳出では、第3款衛生費の増額について、1目清掃総務費では、火災に関する調査検証・再発防止対策会議を立ち上げ、火災の調査検証、再発防止対策の検討などを行う

ため、今年度に5回の会議を予定いたします。会議に当たっては、学識経験者を委員とするため、謝礼2万5,000円を増額するものとなります。

2目塵芥処理費では、ごみ処理設備点検整備委託料について、ごみ焼却施設の停止に伴い、今年度実施予定であった点検整備について減額し、火災により必要となった仮設電源の整備及び火害調査を増額した結果、7,161万円増額とするものです。

14節工事請負費では、ごみ焼却施設復旧工事について、21億1,200万円増額し、ごみ焼却施設の復旧工事を行うものとなります。

なお、こちらの財源につきましては、全額、災害復旧事業債を起債し充当するものとなります。

また、一般廃棄物処分委託料、3目し尿処理費の12節委託料、し尿等処分委託料及び4目リサイクル促進費の12節委託料、プラスチック処理委託料の合計15億941万1,000円の増額につきましては、令和8年3月末日までのごみの受入れ協力自治体及び民間事業者に処分を委託する費用となります。

一方、減額については、2目塵芥処理費において、薬品費、焼却灰の埋立て及び資源化に係る費用が、ごみ焼却施設の停止に伴い、当分の間発生しないことから、合計で1億5,179万1,000円減額するものとなります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○斎藤直子議長 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎管理者提出議案第16号から第18号に対する質疑

○斎藤直子議長 これより管理者提出議案に

に対する質疑に入ります。

議案第16号から議案第18号まで、以上3件については、質疑の通告がありません。

よって、通告による質疑を終わります。  
質疑を打ち切ります。

---

#### ◎管理者提出議案第16号から第18号の委員会付託

○斎藤直子議長 これより委員会付託に入れます。

お手元に配付しております委員会付託一覧表のとおり、議案第16号及び議案第18号の各所管事項については、総務、業務両常任委員会に、議案第17号は総務常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 2時38分休憩

午後 3時53分再開

#### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎一般質問

○斎藤直子議長 これより一般質問に入れます。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

#### ○鈴木 智議員

○斎藤直子議長 最初に、9番 鈴木智議員。  
〔9番 鈴木 智議員 登壇〕

○9番 鈴木 智議員 議席番号9番 鈴木智でございます。

7月12日に発生した火災の影響と対応について一般質問を行います。

今回の火災の影響については、市民生活や本組合の運営、蕨・戸田両市の財政負担など、その影響は広範囲にわたり重大である、こうした認識が共通しているものと思います。

一昨日18日には、火災に伴うごみ処理や施設復旧への対応について記者会見が行われ、その資料について私たち組合議員にも提供されたところであります。

また、本日の議会開会前には、全員協議会が行われ、説明が行われております。

現在も、日々ごみ等の処理や復旧に向けた取組が継続している中でありますし、より詳細な専門的な視点を踏まえた検証や現場施設の灾害調査は、今後、進められることがあります。

このように議会での取組も含めまして、様々な角度からの努力が進められているさなかであることは、認識しているところでありますけれども、本日は、議会としても復旧、再発防止などの議論を深めていく上で、現時点での状況や認識、見通しなどをお聞きし、より詳細な情報を共有させていただきたい、このように思います。

それでは、通告に従いましてお聞きをいたします。

初めに、被害状況とその影響、火災への対応などについて4点お聞きいたします。

火災による主な損傷箇所と施設への影響はどのようか。

2つ目に、火災の発生、発見に関わる経緯はどのようなだったか。初期対応とその後の火災発生中の対応についてはどのように行われてきたのか。また、対応に当たった組合職員など、関係者の体制はどのようなだったのか。

3番目に、火災の原因について、現時点での見解はどのようにお聞きをします。また、この間の調査検証等がどのように行われてきたのかにつきましても、お答えいただきたいと思います。

4つ目に、当組合施設における事故防止対策について、どのように行われてきたのか。とりわけ粗大ごみ処理施設の火災、爆発事故の防止対策について、どのように位置づけられ実施されてきたのか、ご説明いただきたいと思います。

続きまして、2つ目の柱として、市民等への対応、他自治体等からの協力について、2点お聞きをいたします。

初めに、蕨・戸田両市の市民への対応はどのように行われてきたのか。また、さいたま市も含めました近隣地域の住民や事業所などへの対応、状況説明や要望等の聴取、そうしたことはどのようにだったのかお聞きをいたします。

2つ目に、県等関連自治体への協力要請については、どの時期に、そして、どのような内容で行われてきたのか。それに対する県等の対応は、それぞれどのようにだったのかご説明いただきたいと思います。

3つ目の柱として、今後の対応、見通しにつきまして、4点お聞きをいたします。

初めに、復旧に向けた基本方針、これについてどのようにお聞きをします。現時点で想定されているスケジュールや予算規模及び復旧のための財源についての見解についてもお聞きをします。

2つ目に、火災に関する調査検証・再発防止対策会議の目的、内容、会議の構成、設置期間についてお聞きをいたします。本会議の検討内容と復旧に関わる事業の進捗との関係についてもどのように、お答えいただければと思います。

3番目に、今後、両市の市民及び近隣地域の住民、事業所等への説明は、どのように行っていく考えか。

そして、4つ目に、今後の事業や計画への影響について、見解はどのようにお聞きをします。特に、施設整備基本構想の検討内容への影響についての見解はどのように、お聞きをしたいと思います。

これまでの説明でも、既にいただいている部分もありますが、改めまして以上ご見解をお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

[根津賢治事務局長 登壇]

○根津賢治事務局長 私からは、7月12日に発生した火災の影響と対応についてのご質問にご答弁申し上げます。

初めに、1番目、(1)火災による主な損傷箇所と施設への影響についてありますが、主な損傷箇所は、粗大ごみ処理施設設備全般、ごみ焼却施設では、電気設備及び火災の影響を受けた機器でございます。

粗大ごみ処理施設での処理は、粗大ごみや不燃ごみを破碎機で細かくし、破碎物に含まれる鉄を回収した後、隣接するごみピットに送り、焼却するという工程を行っております。破碎物の運搬は、ベルトコンベヤで行っており、コンベヤは、建屋内の地下1階から3階に設置されています。

火災では、消防により出火場所と確認された地下1階破碎物輸送コンベヤから、ゴム製ベルト沿いに上階に延焼が広がり、コンベヤが焼失したものと考えられます。

また、ごみ焼却施設のプラットホームの一部にも熱が回り、プラットホーム天井に敷設されていた施設全体の電気設備の配線が焼損しました。

焼損した配線には、東京電力から当組合へ電力を供給する高圧電源の引込みケーブルがあり、そこから各施設に電力を供給していたため、火災が起きた粗大ごみ処理施設、ごみ焼却施設だけでなく、し尿処理施設、リサイクルプラザ、管理棟も電源を喪失し停止しました。

その後、火災の影響を受けていない施設の電源復旧の準備を進め、8月18日に、東京電力からの仮設高圧引込みケーブルを設置、リサイクルプラザ、し尿処理施設、管理棟は電源が供給され、再稼働しております。

次に、（2）火災の発生、発見に関する経緯、初期対応とその後の火災発生時の対応、また、対応に当たった組合職員など関係者の体制であります。火災の発生につきましては、消防による現場調査の結果、地下1階の破碎物輸送コンベヤとされております。

7月12日正午過ぎ、火災報知機の発報を受けて、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の運転管理を委託する職員が、発報区域である破碎機室に急行しました。

初期消火の対応につきましては、発報場所の現場を確認し、現場の消火器と消火栓による初期消火を行うこととなっており、今回の火災においても、状況確認と初期消火のため、破碎機室に入ろうとしましたが、既に煙が充満しており、入ることができず、消防へ通報しております。

消防出動後は、建物内の人員は、消防の避難指示により建物外に全員避難し、人的被害はございませんでした。

正副管理者及びセンター職員、また、両市の所管関係職員も、火災発生の連絡を受け、当組合に参集し、情報収集、組合及び両市ホームページでの火災に関する情報発

信を行うとともに、正副管理者による知事への情報共有、県所管課への連絡調整などを行っております。

火災発生時の対応については、センター及び各委託先の職員は、建物図面の提供・説明や、機器配置などの情報提供など、消防活動の補助に協力しております。

次に、（3）火災の原因について現時点での見解、また、この間の調査検証等はどうに行われてきたかにつきましては、7月14日に消防と警察による現場調査が行われて、出火原因については出火場所付近に残っている燃え殻を消防が調べましたが、原因を特定できるものは確認できず、出火原因不明とされております。

しかし、これまでの施設内の発火事故状況などを考えますと、充電式電池が原因となった可能性は排除できないものと考えております。

これまでの調査検証につきましては、現場の混乱がある程度収まった7月24日に、粗大ごみ処理施設と焼却施設の運転管理委託業者の現場代理人及び当日勤務者に対し、当日の状況等について、組合事務局長、組合各課長によるヒアリングを行い、記録を取っております。

今後については、学識経験者を踏まえた火災に関する調査検証・再発防止対策会議を設置し、これら記録も資料としながら、検証を進めてまいります。

次に、（4）事故防止対策はどのように行われてきたか。特に粗大ごみ処理施設の火災、爆発事故の防止対策は、どのように位置づけられ実施されてきたかにつきましては、粗大ごみ処理施設の事故としては、可燃性ガスが残ったスプレー缶やライター等の破碎による爆発事故、リチウムイオン等充電式電池等が原因と思われる発火事故、

また、破碎した金属が熱を帯び、可燃ごみに引火する事故が考えられ、これらは人的被害、設備被害に直結するため、対策の強化を図ってまいりました。

具体的には、分別収集段階では、両市と協力し、分別区分の明確化、広報、ホームページ等を活用した周知啓発を進めるとともに、収集事業者へは、集積所でこれら危険物を見つけた際には、他のごみに混ぜずに、別に回収するよう徹底してもらうなどの取組です。

また、充電式電池については、両市と協議し、令和6年度より収集区分を新たに設け、出し方を明確にしたことにより、他のごみと一緒に出される状況を改善し、センターに搬入後の処理段階では、粗大・不燃ごみを破碎機に投入する前に、現場職員によるこれら危険物の排除も強化してまいりました。その結果、ごみピットや鉄類バンカーの発火発煙件数は、令和5年度の年間64件から、6年度は年間27件と、大幅に減少してきたところでございます。

次に2番目、市民等への対応、他自治体等からの協力についての（1）蕨・戸田両市の市民への対応、また、さいたま市も含めた近隣地域の住民や事業所などへの対応についてでありますが、火災後、近隣の事業所に対して、従業員の健康被害や建物等の被害の確認を電話で行ったほか、7月22日には、組合敷地に隣接する番地にお住いの住民の方と事業所の計120件ほどに対して、火災によるご迷惑のおわびと問合せ窓口のご案内、施設の現状、今後の復旧などについてお知らせする文書を戸別配布しております。

次に、（2）県等関連自治体への協力要請については、どの時期にどのような内容で行われてきたか、県等の対応であります

が、埼玉県では、県内の市町村で構成される埼玉県清掃行政研究協議会があり、その事業活動の一つに、ごみ処理施設等の事故や災害時の一般廃棄物処理に係る広域的な相互応援に関する事業がございます。

埼玉県は常任幹事として中核を担っており、今回のような緊急時に際しては、各自治体からの依頼により、受入容量や期間等を把握し、支援体制を構築する仕組みが整えられています。

このたびの火災に際しては、7月12日当日に埼玉県に連絡し、翌13日には、正式に支援要請をお願いし、14日の夕方には、支援可能自治体の情報提供を受けております。その後すぐに支援先との調整を進めることができ、7月17日の収集再開を実施することができました。

次に3番目、今後の対応、見通し等についての（1）復旧に向けた基本方針、現時点で想定されるスケジュールや予算規模及び復旧のための財源についてでありますが、復旧に向けた考え方としましては、市民生活に支障がないよう、安定的なごみの処理を行うことを前提に、一日も早い施設の復旧を目指していきます。

現時点での状況、今後のスケジュールについては、8月18日に東京電力からの高圧引込みケーブルを仮設し、リサイクルプラザ、し尿処理施設が再稼働し、順次処理を再開いたしました。ごみ焼却施設は、令和8年3月の再稼働を目標に復旧工事を進めてまいります。

粗大ごみ処理施設は、施設の火害調査を行い、建物躯体の被害状況を明らかにするとともに、状況を踏まえ、復旧方針を検討してまいりますが、復旧には相当の期間を想定しており、次年度以降になると考えております。この間のごみの処理につきまし

ては、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみは、施設復旧まで外部に処分を委託することとなります。

予算規模につきましては、本議会で提案の補正予算のとおり、7月17日から3月末までの外部に処分委託を行う一般廃棄物処分委託費は18億309万3,000円、高圧引込みケーブルの仮設電源復旧整備費及び粗大ごみ処理施設の火害調査で1億8,491万円、ごみ焼却施設復旧工事費は21億1,200万円となります。

なお、ごみ焼却施設復旧工事については、全額災害復旧事業債を起債し充当いたします。粗大ごみ処理施設の復旧工事につきましては、今後の火害調査結果等を踏まえ、方針を決定し、復旧内容を基に費用を積算してまいります。

次に、(2)火災に関する調査検証・再発防止対策会議の目的と内容、会議の構成、設置期間、本会議の検討内容と復旧に関わる事業の進捗と関係についてであります、火災に関する調査検証・再発防止対策会議は、発生した火災事故に関する調査検証及び再発防止対策の検討を行うことを目的に設置し、検証報告書の作成及び管理者への報告を行ってまいります。

会議の構成は、学識経験者、両市の所管課長、組合事務局長及び組合各課長とし、学識経験者として、全国都市清掃会議の技術部長にご参加いただきます。今月から5回の会議を予定し、検証報告書を取りまとめ、施設の復旧方針にも資するよう、令和8年1月をめどに報告する予定です。

次に、(3)今後、両市の市民及び近隣地域の住民、事業所等への説明はどのようにしていく考え方についてであります、火災発生当日から両市と連携し、両市及び組合ホームページで情報提供を行ってまい

りました。情報提供や説明を通じ、市民や事業者にご理解いただくことは非常に重要なと考えておりますので、引き続き、必要な情報を積極的に発信してまいります。

また、組合の広報手段だけでなく、両市の協力もいただきながら情報提供に取り組んでまいります。

次に、(4)今後の事業や計画への影響について見解はどのようか。特に施設整備基本構想の検討内容への影響についてであります、昨年11月の組合議会全員協議会で、次期施設整備の方向性をご説明させていただき、今年度より施設整備基本構想の検討について、学識委員も入れた委員会を設置し、ご審議をいただいております。

火災発生後の7月23日には、第3回施設整備検討委員会が開催され、それまでの協議結果に基づく中間答申をいただきました。中間答申では、諮問した整備用地の設定のほか、火災による施設の被害状況を十分に踏まえ、必要に応じて見直しや変更の可能性を考慮しながら、慎重に進めることとありました。

これから開始する火災に関する調査検証・再発防止対策会議の協議経過は、施設整備基本構想検討委員会にも共有し、答申の内容を踏まえながら、次期施設整備について慎重に協議を進めてまいります。

なお、火災に関する調査検証・再発防止対策会議の学識経験者は、施設整備基本構想検討委員会の委員もお願いしていることから、双方の会議体の密接な連携が図れるものと考えております。

○斎藤直子議長 鈴木議員。

○9番 鈴木 智議員 答弁ありがとうございます。

詳細な答弁をいただいたと思っております。特に、当日の経緯であるとか、火災以

降の取組について、現場の状況や努力なども併せて説明いただいたことは、今回の中で重要だったかなというふうに思っております。

ここで、現時点での認識としてお聞きしたものであります。今後、火災に関する調査検証・再発防止対策会議で検証が行われることですし、火害調査もあるということですので、これから対応に生かされることを期待するのは当然でありますが、あわせて、今の答弁にとどまらずに、より幅広い形から今後一層の検証を進めていただくということを、ぜひお願いしたいというふうに思います。

こうした幅広い議論をするという意味も含めて再質問を、少し項目を絞りましてお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

初めに、事実関係として2点確認させていただきたいと思います。

1つは、出火当時、破碎機及びベルトコンベヤの運転、周辺での作業は停止をしていた、既に終わっていたということで、そういう認識でよろしいかどうか、状況について説明いただきたいというふうに思います。

その際の作業の手順等、定められた作業手順のとおり行われていたということで確認されているのかどうか。現時点での認識として、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

続いて、施設面でも確認なんですが、より早く発見をし、より早く初期対応を行うことの可能性があったかどうかという観点から、出火場所付近の監視カメラであったり、スプリンクラーの設備などはどうであったのか、それにつきまして、現状をお聞きしておきたいと思いますのでよろし

くお願ひいたします。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

○根津賢治事務局長 まず1点目の再質問でございますが、出火当時、破碎機及びベルトコンベヤの運転、周辺での作業は停止したかということにつきましては、お見込みのとおりでございまして、停止していたということでございます。

その際の作業は、定められた作業手順のとおりということで、ヒアリング等でも実際に確認しております。

粗大ごみ処理施設のラインですけれども、コンベヤで搬送破碎物がピットに落ちることを確認して停止しているということで、そういったものもヒアリングで確認しております。ラインの停止に伴い、周辺での作業も行われていないという状況でございました。

それから、より早く発見、初期対応というお尋ねでございました。

粗大ごみ処理施設の消火設備といしまして、消防法に基づく消火栓及び消火器、建物には火災報知器がございました。スプリンクラーについては、消防法設置義務の適用除外ということとなっておりまして、設置されていないということでございます。

施設内は、監視カメラは4台ございまして、4台の設置場所ですけれども、1台目は、収集車がごみを下ろすスペースであるプラットホーム、2台目は、ごみを投入する供給コンベヤ用という部分です。3台目は、破碎機の内部を映すカメラ、4台目は、破碎物がコンベヤからごみピットに落ちる様子を監視するごみピット出口用ということでございます。

破碎機などの火花の状況やコンベヤ上のごみがピットに落ちた等確認しているという状況でございました。

出火場所とされていました破碎機下の破碎物排出コンベヤ付近には、カメラの設置はございませんでした。

今後、検証委員会で再発防止対策を検討してまいりますが、ハード面、ソフト面なども多面的に再発防止策を検討してまいりたいというふうに考えています。

○斎藤直子議長 鈴木議員。

○9番 鈴木 智議員 ありがとうございます。

今までの手順であったり、施設面であったり、通常、長年やってきてこれまで問題がなかったんですが、ごみの種類といいますか、リチウムイオン電池も含めた様々なものが増えてくる中で、時代に対応するために、また次の手を考えなければいけないということの表れなのかなというふうにも思っております。ぜひ今後の検証の中に生かしていっていただきたいと思います。

また、私たち議会としても、本件は重大な関心を持って引き続き考えてていきたいというふうに思っております。

続きまして、今後の課題につきまして財政に関わって、一部既に委員会などでもご説明いただいたところではあるんですが、国等の交付税や補助の制度、また、施設への保険などの活用についてどのようにしていくのか、その辺の見解につきまして、お聞きをしておきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

○根津賢治事務局長 国の財政支援をいたしまして、特別交付税措置がございまして、焼失面積100平方メートル以上のものについては、当該施設に係る行政機能の維持及び復旧に要した経費に0.5を乗じて得た額が、蕨市、戸田市へ措置される制度がございます。

また、保険でございますけれども、公益社団法人全国市有物件災害共済会にて、建物、据付機械装置、動産を対象に加入しているという状況でございまして、保険金の算定については、設備については、減価償却が考慮されての計算となりまして、支払い時期につきましては、復旧工事が終了しまして、その復旧すべき工事の範囲などの査定が行われるということから、年単位の時間を要するということも伺っております。

以上です。

○斎藤直子議長 鈴木議員。

○9番 鈴木 智議員 ありがとうございます。

それでは、市民などへの対応について少しお聞きをしておきたいと思います。

先ほど登壇でも触れましたけれども、市民、さらには近隣の住民の皆さん、事業者の皆さんに、不安や不信感が残らないよう丁寧な広報と情報公開を行うことが大前提だというふうに思っております。

また、ごみ減量への協力を得たり、今後想定される様々な負担へのご理解であつたり、さらに当施設運営の継続的な運用と今後の整備にもやはり近隣の皆さんのご理解など重要になってくると思いますので、この点で重要だと思っております。

こうした認識の下でお聞きをしたいのですけれども、今後行われる火災に関する調査検証・再発防止対策会議については、衛生センター事業について詳細に理解をしていただいたり、連携を取ることも非常に重要だとは思っているんですが、一方で、センター事業から一定の独立性をもつて調査検証に当たると。こういう体制であることも必要だというふうに感じております。この点についてどのように考えるのか、見解をお聞きいたします。

また、同様の趣旨から、この会議の内容についても、隨時、市民や議会に報告していただきたいと考えるわけですが、この点につきましての見解も併せてお聞きをしたいと思います。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

○根津賢治事務局長 お尋ねの火災に関する調査検証・再発防止対策会議のメンバーでございますが、先ほど登壇でも申し上げたとおりでございます。両市の課長だったり、外部では学識経験者ということでござります。

この学識経験者でございますけれども、全国都市清掃会議の技術部長ということで、こここの団体は、他団体の事故検証にも関わる会議で、委員側の参加実績があるということで、団体としても技術的蓄積があるということから、有効なご意見をいただけるものというふうに考えてています。

それから、報告書でございますが、来年1月をめどに作成完了の予定でございまして、2月の組合議会にて説明の機会を設けるとともに、会議の経過については、ホームページ等活用しながら報告してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○斎藤直子議長 鈴木議員。

○9番 鈴木 智議員 それでは、ただ、この一点独立性という観点は、やはり当組合としても常にしっかりと持って対応に当たることというのは重要だと思いますので、これをお願いしたいと思います。

あと、市民への情報公開は、やはり公正な内容を担保していく上での決定的な部分かと思いますので、この情報公開の中では、ぜひ議事録とか検討資料なども含めて公開していただきまして、引き続き丁寧な対応を取られることを要望して、私の質問を終

わらせていただきます。ありがとうございます。

### ○酒井いくろう議員

○斎藤直子議長 それでは続きまして、20番 酒井いくろう議員。

[20番 酒井いくろう議員 登壇]

○20番 酒井いくろう議員 皆さん、こんにちは。戸田市選出の酒井いくろうと申します。戸田市議会では、戸田の会という無所属会派の代表を設立時より13年務めております。

今回、火災後の復旧と再発防止について一般質問をいたします。

本年7月12日、蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設において火災が発生し、同月14日から16日にかけてごみ収集が中止される事態となりました。この間、蕨戸田衛生センター組合におきましては、迅速な初期対応や関係機関との調整を行い、早期にごみ処理業務への影響を最小限にとどめることに尽力をいただきました。

事務局の皆様におかれましても、一時はエアコンのない中の復旧作業になったと聞いております。厳しい環境にあっても、市民生活への影響をほとんど生じさせることなく対応いただいたことに対し、深く感謝の意を表するものであります。

一度起きてしまった火災は、もはや避けることはできません。重視すべきは、今後、管理体制やシステムといった部分の十分な検証と、適切な対策を確実に履行することです。そのためには、現時点で感覚的に発することのできる問い合わせにとどまることなく、安全工学的な見地からの科学的な検証が確実に行われるよう担保することこそが重要であると思われます。それに関連し、

今回質問いたします。

なお、通告時以降に記者会見や議会への説明がなされましたことから、既にご説明いただいている内容についての質問も含まれますが、事情をしんしゃくの上、ご容赦いただければ幸いです。

1点目としまして、ごみ処理の委託に伴う作業、つまり衛生センター内の積替え作業と委託先への運搬作業についての実施者と方法について、また、どの業界も人手不足であり、廃棄物処理業界も深刻な人手不足であると聞いております。作業員の確保の状況についても併せてお聞きいたします。

2点目としまして、何より大事である火災の検証と再発防止策の策定についてお聞きいたします。

3点目としまして、施設再整備までの約10年間における粗大ごみ処理の方法については、施設の修復のほか、処理委託を今後もしていく方法も考えられると聞いております。大きく分けて2つの方法があり、また、詳細な実施方法を含めれば、無数の選択肢があると思われます。処理方法の選択に当たっては、どのような基準で選択するお考えであるのか、処理機能の復旧方法の選択についてお聞きをいたします。

4点目として、今回の火災に伴い発生するコストとして、復旧作業のコストとごみ処理委託のコストの双方が考えられます。それらに対する国や県からの財政支援の見通しについてお聞きをいたします。

5点目としまして、今回、火災の直接の原因として考えられるリチウムイオン電池の処理ルールにつきまして、蕨・戸田両市においては、周知啓発がなされていると聞いております。

しかしながら、周知が始まってから日が

浅いこともあり、両市民に徹底されていなかった部分もあると思われます。市民の方からも、今こそ啓発活動を強化すべきだというご意見をいただきました。

また、現状では、粗大ごみを作業員の方が、手作業により手動により破碎作業を行っておられ、燃やすごみについては、大量のごみの積替え作業をやはり手動により行っておられます。これらの作業量を少しでも減らす必要のあること、また、作業員の皆様への温かい感謝の気持ちを、市民の皆様と共有するためにも、衛生センターの現状を周知し、ごみの減量を啓発することが有効ではないでしょうか。

そこでお聞きしますが、蕨・戸田両市と連携したごみの減量の啓発やリチウムイオン電池の処理ルールの周知について、現状と今後の方針をお聞きいたします。

以上1回目の質問とし、ご答弁をお願いいたします。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

[根津賢治事務局長 登壇]

○根津賢治事務局長 私からは、火災後の復旧と再発防止についてのご質問にご答弁申し上げます。

1番目、ごみ処理の委託に伴う作業の担い手と実施方法、作業員の確保の状況についてでありますが、初めに、7月17日の収集再開以降の品目ごとの外部委託の実施及び対応について申し上げます。

まず、可燃ごみでございますが、家庭系可燃ごみは、両市が委託する収集事業者の協力を得て、ほとんどが近隣の支援自治体に直接搬入し、処理を委託しております。

事業系可燃ごみは、一部については近隣自治体へ直接搬入のご協力をいただいておりますが、多くの排出事業者のごみは、収集事業者により当センターに搬入され、主

に焼却施設のプラットホームとリサイクルプラザ内に積み置きし、ショベルローダー等の重機により、委託先事業者の大型搬送車両へ積み込み、処分を委託した自治体と民間の処分先に搬送し、処理を行っております。

次に、粗大ごみについては、北側敷地の一角に積み置きし、委託事業者のユンボにより破碎し、不燃ごみについては、北側敷地のストックヤードに積み置き、重機により委託先事業者の大型車両へ積み込み、委託した処分先に搬送し処理を行っております。

リサイクルプラザにつきましては、8月18日の電源復旧後、順次通常処理を再開しております。リサイクルプラザの再稼働までの間の対応については、ごみの収集を再開した7月17日以降、可燃ごみを積み置きした経緯があり、本来、リサイクルプラザに搬入される資源ごみの保管場所がなくなっていたことから、金属缶類及び雑紙は、近隣の処理事業者へ収集車両による直接搬入を行っておりました。

ペットボトルにつきましては、センター内に一時保管し、重機により処理事業者専用のペットボトル回収箱に積込みを行い、搬送しております。

容器包装プラスチックは、北側のストックヤードに積み置きし、重機で大型搬送車両に積み替え、処理先に搬送いたしました。

なお、ガラスびん類は、手作業による作業を行い、色選別など通常の処理を行っておりました。

これらの一連の作業については、従前よりセンターが運転管理等を委託している委託先の職員が行っており、委託仕様書にない業務については、委託先との協議を行うことで、収集車両や積込み車両の場内誘導、

粗大ごみの荷下ろしの補助、積置きごみの整理、ごみ保管場所の清掃、消臭剤及び殺虫剤の噴霧等といった作業を実施しております。

また、夜間については、24時間常駐するごみ処理施設運転管理の職員による場内及びごみ積置き場所の巡回監視を行っております。

以上、申し上げましたように、通常時とは異なるセンター内の作業についても、ほとんどの作業を運転管理等の委託事業者との協議により行っておりますが、一部、粗大ごみの破碎を行うユンボ等特殊重機の運転などについては、ごみ処理を行う一般廃棄物処分委託料に含め、オペレーターをお願いしているものもございます。

次に2番目、火災の検証と再発防止策の策定についてありますが、火災の検証と再発防止策の策定につきましては、8月21日から開催いたします火災に関する調査検証・再発防止対策会議で実施していくものとなります。

会議の構成は、学識経験者、両市の所管課長、組合事務局長及び組合各課長とし、学識経験者として全国都市清掃会議の技術部長にご参加いただきます。5回の会議を予定し、令和8年1月をめどに検証報告書により報告する予定であります。

次に3番目、施設の復旧の選択についてであります。火災の影響の大きい粗大ごみ処理施設は、施設の火害調査を行い、建物躯体の被災状況を明らかにするとともに、火災事故に関する検証、再発防止について火災に関する調査検証・再発防止対策会議で検討を進めます。

一方、組合では、今年度より新たな施設整備について基本構想策定の委員会を立ち上げ、検討を始めており、復旧方針につい

では、費用対効果など様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

次に4番目、国や県からの財政支援の見通しについてでありますと、まず、地方債において災害復旧事業債があり、火災による公共施設の復旧事業として交付税措置はございませんが、火災復旧事業債を起債することができ、ごみ焼却施設復旧工事21億1,200万円は、全額本事業債の起債を行います。

また、特別交付税については、焼失面積100平方メートル以上のものについて、当該施設に係る行政機能の維持及び復旧に要した経費に0.5を乗じて得た額が、蕨市、戸田市へ特別交付税として措置される制度がございます。具体的には、行政機能の維持として、他自治体等へのごみ処理委託の経費18億309万3,000円などが措置対象と考えております。

次に5番目、蕨・戸田両市と連携したごみ減量の啓発やリチウムイオン電池の処理ルールの周知についてでありますと、蕨市、戸田市、両市と連携したごみ減量の啓発につきましては、両市ホームページや広報紙、組合ホームページを活用し行ってきたところですが、特にリチウムイオン電池等充電式電池の出し方ルールの周知につきましては、区分も変更し、ごみの出し方パンフレットの改訂や両市広報などを通じ、周知を図ってきたところです。

変更の経過としては、従来は、充電式電池の取り外せない製品は小型家電として排出し、充電式電池単体については、充電式電池メーカーや使用機器メーカーからなる一般社団法人J B R Cが、家電量販店や登録制の回収協力店舗及び両市市内公共施設などに設置された回収ボックスに持ち込む方法により行っておりましたが、ハンディ

扇風機やイヤホン、電子タバコなど、充電式電池を使用した製品が多様化する中で、これらが不燃ごみに混入され、発煙発火事故が発生するようになり、また、見た目がプラスチックということもあり、リサイクルプラザのプラスチックの手選別ラインからの回収も増えておりました。

そこで、火災事故防止や市民が分かりやすく排出できることを目的に、両市と協議し、令和6年度より収集区分を新たに設け、充電式電池を市の収集に出せるよう明確にするとともに、電池を取り外せない小型家電もそれと同区分で出せるように変更してまいりました。

以上のように、不燃物やプラスチック類に出されることを減らすよう収集区分を明確にしたことで、ごみピットの発煙発火件数は、令和5年度の年間64件から、6年度は年間27件と大幅に減少しております。

いずれにいたしましても、これらの区分変更等の取組は、ごみを出す市民の皆様にご理解いただくことが前提となりますので、今後も両市の協力を得ながら周知の強化を図ってまいります。

○斎藤直子議長　酒井議員。

○20番　酒井いくろう議員　再質問をさせていただきます。

まず、通告の1点目の委託の関係で、新たに発生した衛生センター内の作業の大部分につきまして、従前からの委託先にお引受けをくださるようご協議いただいたとのことでありますありがとうございます。

新たな工程の作業プロセスに変更されましたことや、これまでにない炎天下など厳しい環境下での作業になっていることから、作業員の皆様の労働安全や健康への配慮など、これまで以上に行っていただきたくお

願いいたします。要望とさせていただきます。

2点目の検証と再発防止策の関係で、早速、明日から検証対策会議を実施していくことになりました。会議の組織についてもご答弁ありましたが、やはり欲を言えば、安全管理や事故検証の専門家を含む外部委員会とするのがベストなのではないかと思われます。その点を含め、委員構成や委員会の形態についてお考えをお聞きいたします。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

○根津賢治事務局長 先ほどもメンバーについては、登壇で申し上げたとおりでございます。

学識経験者といたしまして、全国都市清掃会議の技術部長にお願いするということで、この清掃会議は、廃棄物処理事業の技術の改善のために必要な調査研究等を行っているということで、649の市区町村、組合、連合などの団体が会員として加盟しております。様々な団体へ技術的助言等も実施しているということでございます。他団体の事故検証に係る会議体等への委員参加の実績もあるということで、団体には技術的蓄積があるということで伺っております。

以上のことから、安全管理、事故検証等においても、有効なご意見をいただけるものというふうに考えております。

それから、お願いする技術部長でございますけれども、既に実施している施設整備基本構想検討委員会の委員長もお願いしているということで、このセンターの施設についての造詣も深いということで、明日から設置の会議体との密接な連携も図れるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○斎藤直子議長 酒井議員。

○20番 酒井いくろう議員 ご答弁にありました学識経験者の委員の方の所属である公益社団法人全国都市清掃会議について調べてみましたが、ホームページによれば、その目的はご答弁いただいたとおり、市区町村等の廃棄物処理に必要な技術について調査研究等を行うということでありまして、また、主な事業である技術指導の実績を読みますと、計画策定、ごみ処理施設整備、事業者選定、環境影響評価等となっています。その中には、当然、安全管理分野の技術についても含まれているとは思いますが、特に安全工学に特化した団体というわけではないように思われました。

また、外部の専門家が既に衛生センターと関わりのあるお1人のみであるという点も、若干不安に感じられるところではあります。

もし仮に、検証委員会を実施してみて、委員構成に不足を感じられるようでしたら、全5回の会議の途中からであっても、専門家を追加する等の措置もご検討いただきたく要望いたします。

いずれにしましても、報告書につきましては、最終的に議会へご提出いただけるということであると思いますので、火災の原因や防火対策、火災発生時の対応の適否を含む科学的な検証をお願いしたく、また、充実した内容の報告書としていただきたいと要望とさせていただきます。

続きまして、3点目の施設の復旧方法の関係で、復旧の方針につきまして今後定めていくことありますが、方針の選択に当たっては、考えられる方法を比較し、試算に基づく最もコスト優位かつ適切な方法を選択していただきたいと希望いたします。方針の選択基準について改めてお聞き

いたします。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

○根津賢治事務局長 粗大ごみ処理施設の復旧についてでございます。今、議員がご提案されたとおり、複数の選択肢から復旧の方針を検討していく必要があるというふうに考えています。具体的には、先ほど申し上げました調査検証・再発防止対策会議での検証、防止対策の内容、それから、火害調査の結果なども踏まえた上で、複数の選択肢を設定しまして、復旧までの期間だったり、費用対効果、安全面や技術面なども検討しまして、今、実施している基本構想検討委員会との連携も図りながら、施設全体の整備と関連づけながら復旧を目指していきたいというふうに考えております。

○斎藤直子議長 酒井議員。

○20番 酒井いくろう議員 ご答弁から、専門的な知見に基づいて、安全でまた技術的にも無理のない範囲内で、最もコストパフォーマンスのよい、費用対効果が高い方法を選択していただけるものと期待されますのでお願いいたします。

続きまして、5点目の関係、ごみ減量やリチウムイオン電池の処理ルールの啓発については、強化を図っていただけるとのことですのでお願いいたします。

先日、衛生センター内を見学した際に拝見しましたが、炎天下の手動による作業は、私の想像とは全く異なる状況でした。作業員の皆様が、市民生活の最も基礎的な部分であるごみ処理を滞らせることのないよう、酷暑の中でご尽力くださっていることに、感謝以外の言葉が見当たりませんでした。

ぜひ市民の皆様にも知っていただきたく、また、知っていただければ、必ずや、ごみの減量や電池処理ルールを守ることにつながると思います。両市の市長もこの場にお

られますので、3者の連携によりぜひ進めていただきたいと要望し、本質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○河合ゆうすけ議員

○斎藤直子議長 続きまして、12番 河合ゆうすけ議員。

[12番 河合ゆうすけ議員 登壇]

○12番 河合ゆうすけ議員 戸田市議会選出の河合ゆうすけでございます。一般質問を始めます。

私は、常々、市議会議員の仕事は何ですかというときに、監視チェック機関ですよと。すなわち、執行部の仕事に対して我々市議会が監視チェックをし、常に目を光らせて暴走しないように、そういうことをするのがこの仕事の本質であるというふうに、常々市民の方にも答えております。

今回、蕨戸田衛生センターにおいて、火災事故が起こったと。これだけ重大な事故が起こったということですから、当然これは厳しく指摘せざるを得ません。今から6点お伺いしたいと思います。

まず1点目です。蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設の火災について、火災の原因としてどのように考えているのか。また、可能性として複数挙げられるかと思いますが、どのような原因が考えられるかということをお伺いします。

今回、蕨戸田衛生センターの火災は、約21億円の補修費用がかかるとのことで、これは焼却施設だけで、実際火災が起きた粗大ごみ処理施設に関して復旧しようと思ったら、さらにもっとたくさんかかるわけです。何十億とかかるでしょう。

これだけの多大な損害を与えました。か

なりの煙が周りにも広がって、洗濯物などにも影響を及ぼしたというふうに聞いております。私の知り合いのさいたま市の人、マンションに住んでいる方も、さいたま市からも煙が見えましたというふうにおっしゃっていました。かなりの煙が出ていたんだなと。私もすぐに現場に行きましたけれども、かなり煙が出ておりました。

約半年前に、川口市の朝日環境センターでも火災が起こりました。今年の1月に起こっているんです。川口市で隣です。

同じような事故を蕨戸田衛生センターで起こした執行部の罪は重いと思います。隣の自治体の事故をまるで教訓にできていない、対応策を打てていなかったことはあきれるばかりです。

同様の事故を起さないためには、原因究明が必要不可欠です。ごみ処理施設の火災の原因は、多くの場合、リチウムイオン電池であると言われております。今回の火災の原因として、どのように考えているのか。

執行部は100%原因が究明するまで、原因是分からぬといふ答弁になるかもしれません。というのも、私は戸田の代表者会議でも質問したときに、100%原因が分からぬといふ答弁をいただきました。また、8月6日のときの現場説明のときも、原因について質問をしましたが、やはり答えられないといふことで、これはもう結局、ずっと原因が分からぬといふことだけられるんではないかといふふうにも思っております。

しかし、可能性として少なくともはつきりとは分からぬけれども、こういう可能性がありますよと。これか、これか、これだと思うんですよねといふことぐらいは、

ちゃんと検討して可能性を考えなければ、対策を打つことができません。

この原因の可能性レベルまで引き下げて、複数上げていただきたいんですけども、どのような原因が考えられるかということを、まず1点目お伺いいたします。

次に2点目、火災の発生当時、粗大ごみ処理施設の運転を担っていた職員が、お昼休憩だったと伺っておりますが、それが原因で初期消火が遅れたのではないか、そのときの対応として十分な人員がいたと考えているのかについてお伺いします。

今回の火災の原因は、人為的なミスではないかといふふうにもうわざされております。ぼやは定期的に起こり、それを監視する人がいて事前に防げるところ、お昼休憩で粗大ごみ処理施設の運転を担い、ぼやを監視する職員がほとんどいなかつたんではないかといふ話があります。

すなわち、これは人災と言える可能性があるのではないか。施設の問題であれば、まだ情状の余地があるかもしれません、人災であれば言い訳はできません。この点、人員の体制はどうなっていたのかについてお伺いいたします。これが2点目です。

次に3点目、蕨戸田衛生センターは、民間事業者に委託していると思われますけれども、これは蕨環境整備センターという業者だそうですが、結果責任をという観点で考えれば、結果責任というのは、故意や過失の有無にかかわらず、損害の発生という結果に対して責任を負うという観点で考えると、今回の火災に対して、民間事業者に今後委託するのはどうなのかという問題もあります。

外国では、結果的に問題を起こした場合は、その委託業者の首を切る。その委託先の事業者は首を切られると聞いたことがあります。

ります。

今回の火災事故は、委託先の責任もあります。この業者について契約を続けるのか、それともほかの業者の選定も視野に入れているのかについてもお伺いします。

次に4点目、先日8月6日の現場説明会の際に、現場を確認しましたけれども、その際の説明として、火災発生後、初動としては、火災を確認し、備付けの消防設備を使用して初期消火を行うこととなっていましたが、実際は、煙がひどく、初期消火もままならない状況だったといった説明でした。

私は、こういった設備は自動でスプリンクラーのようなものがあって、それで消火できるものと勝手に思っておりましたが、実際は人間の手で、手動で火災現場で消火器で消火するというようなもので、手動で消火するわけですから、消火機能として全然期待できない原始的な方法だなと思いました。起こるべくして起こった火災であるという印象ではあります。

自動のスプリンクラー等の消防設備の設置がなかったことに関して、これは法的な問題がなかったのかと。法的な責任がなかったとしても、設置していなかったことに責任がなかったと言えるのかについてご見解をお伺いします。

次に5点目、管理者の責任として、管理者の過失、重過失に当たるのではないかということをお伺いします。

刑法の規定に、業務上失火罪というのがあります。第117条の2です。これは、第116条又は前条第1項の行為が業務上必要な注意を怠ったことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処するというものであります。

川口市の朝日環境センターで火災が起

った際も、私は、今から約半年前の2月のこの議会で、同じような火災事故を蕨戸田衛生センターでも起こさないように、川口市の火災原因をよく調べて、予防、対策をするようにと要望いたしました。それにもかかわらず、僅か半年で同じような事故を起こしました。今回の件は、取るべき対策を怠っていたという意味で、人災ではないかと考えられます。

同じような事故が起こるかもしれないという認識があり、対策を講じていなかつたのであれば、これは過失に当たる可能性があります。すなわち、管理者に過失責任の可能性があるのではないか。

過失というものが成立するためには、事故が起きるという予見可能性がありながら、その結果予見義務を怠り、結果回避可能性があったにもかかわらず、必要な措置を講じなかつたこと、結果回避義務違反という要件が必要です。これに当たれば過失というものが成立して、業務上失火罪に当たり得るということになります。刑法上の要件です。

では、今回どうだったんでしょうか。当てはめていきます。

管理者は、今から半年前に、川口市の朝日環境センターで事故があり、蕨戸田衛生センターでも同じような事故が起こることについて、予見可能性があったことは明らかと言えるでしょう。また、川口市のごみ処理施設の原因を究明して、蕨戸田衛生センターで必要な措置を講じず、結果回避義務違反もあると考えられるでしょう。これらのことから、管理者に過失が成立する余地があり、場合によっては、刑事事件になる可能性もないとは言えないでしょう。この点について、管理者の見解をお伺いいたします。

次に6点目、原因究明と対策が不十分な状況で、施設を復旧したとして、同様の事故が防げると考えているかについてお伺いします。

原因究明がいつまでも経過できない状況で、復旧作業に向かって進んでもいいのでしょうか。約21億円もの税金を投入し復旧をしたとしても、また同じような火災がすぐに起こり、またさらに復旧しなければならないとして、切りがないのではないのでしょうか。

川口市の朝日環境センターでも同じような火災が起きて指摘しても、こちらでも同じ火災が起きました。また、同じ事故が起るとしか思えません。このような状況のままでは、復旧作業を進めることに反対すべきでないかとさえ思ってしまいます。

原因究明ができていない段階で、施設の復旧をしていいのか。また、復旧をして同様の事故が防げるのかについて、以上、ご見解をお伺いします。

#### ◎会議時間の延長

○斎藤直子議長 ここで、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

#### ◎一般質問（続き）

##### ○河合ゆうすけ議員（続き）

○斎藤直子議長 それでは、根津事務局長。  
〔根津賢治事務局長 登壇〕

○根津賢治事務局長 私からは、蕨戸田衛生センターの火災についてのご質問にご答弁申し上げます。

1点目として、蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設の火災について、火災の原因としてどのように考えているのか、また、可能性としてどのようなことが考えられる

のかであります、7月14日に、戸田市消防本部と蕨警察署による現場調査が行われ、出火元については、粗大ごみ処理施設地下1階、破碎物排出コンベヤであると確認されました。出火原因については、出火元に残っている燃え殻を消防が調べましたが、原因を特定できるものは確認できませんでした。

これまで粗大ごみ処理施設では、スプレー缶やライター等の可燃ガスが原因となる爆発事故、充電式電池が原因と考えられる発火事故、破碎時に熱を帯びた金属が原因と考えられる発火事故が発生しております。

爆発事故の事例としては、粗大ごみ、不燃ごみを破碎機で処理する際、鉄等が破碎機にこすれ、火花が発生した際、スプレー缶やライターのガスに引火し、破碎機内で爆発事故が発生するケースがあります。発火事故の事例としては、破碎機で損傷、あるいは熱を帯びた充電式電池や金属類が、ごみピット、また鉄類バンカーにおいて発火延焼するケースがございます。

今後、火災に関する調査検証・再発防止対策会議にて、火災の原因も含めて検証していくこととしておりますが、これまでの施設内の発火事故状況などから考えますと、充電式電池が原因となった可能性は排除できないと考えております。

次に2点目として、火災発生当時、粗大ごみ処理施設の運転を担っていた職員が、昼休憩だったそうだが、それが原因で初期消火が遅れたのではないか。そのときの対応として十分な人員がいたと考えているのかであります、最初に粗大ごみ処理施設と焼却施設がある建物の安全管理についてご説明いたします。

火災の際の報知機の発報情報は、建物全体の様々なデータや情報を集約する2階に

ある中央操作室で管理しており、ここには、焼却施設の運転管理委託事業者の職員が、24時間体制、昼夜交代制で詰めております。火災報知器が発報すると、発報場所が中央操作室に表示され、詰めている職員が現場に急行し、現場確認と現場の消火設備、消火栓と消火器で初期消火に当たることとなっております。

当日の報知器発報時は、中央操作室に1名が残り、3名が発報場所に出動しております。また、粗大ごみ処理施設には、粗大ごみ処理ラインを操作する操作室がありますが、ここでは建物全体の報知システムの管理を行っておらず、粗大ごみ処理ラインのコントロールのみを行っております。

当日の粗大ごみ処理施設の勤務者は8名、午前の処理を終え、12時過ぎに昼休憩に入った際には、操作室内に2名、更衣室に3名、プラットホーム詰所に2名、エントランスに1名の状況です。このうち、出火場所に一番近いプラットホーム詰所より、1名が現場に急行しております。計4名が現場に向かい、破碎機室に入ろうとしましたが、既に煙が充満しており、入ることができず、無線で中央操作室に消防通報を要請し、中央操作室より通報をしております。また、無線を携帯しておりますので、必要に応じ、応援要員を呼ぶ体制を取っておりました。

結果として現場に急行したものの、煙充満により出火場所に入ることができず、初期消火を実施できませんでしたが、初期対応及び体制として問題はなかったと考えております。

次に3点目として、委託事業者との契約を続けるのか、他の事業者の選定も視野に入れるのかにつきましては、運転管理委託における人員配置や設備の運転、操作等の

管理や火災発生における初期対応及び体制など、問題はなかったと考えておりますので変更はございません。

次に4点目、自動のスプリンクラー等の消火設備の設置がなかったことに関して、法的問題はなかったのか。法的責任がなかったとして、管理者として設置していかなかったことに責任がなかったと言えるのかについてであります。ごみ焼却施設は、消防法の特定防火対象物に該当しないため、設置義務の適用除外となっていることから、建物に消火設備としてのスプリンクラーは設置されておりません。消火設備については、消防法に基づき設置されており、初期消火の対応は、設置された消火器と消火栓による初期消火を行うこととしておりますので、問題はないものと考えております。

しかし、火災等に対する万全の対策を講じていくことは重要でありますので、新たに設置する火災に関する調査検証・再発防止対策会議の検証結果も踏まえながら、今後の再発防止に取り組んでまいります。

次に5点目として、管理者の重過失に当たるのではないかにつきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、運転管理者の対応や設備対応について問題ないものと考えておりますので、ご質問の重過失には当たらないと考えております。

次に6点目として、原因究明と対策が不十分な状況で、ごみ処理施設を復旧したとして、同様な事故が防げるのかについてであります。焼却施設については、市民生活への影響が最も大きい施設と認識しており、今回、補正予算で計上している復旧工事は、火災に伴い損傷を受けた焼却施設の電気関連設備の復旧が主な内容であり、年度内再稼働を目標に復旧工事を進めてまいります。

火災発生場所の粗大ごみ処理施設の復旧については、火災に関する調査検証・再発防止対策会議で、今後、火災の原因と再発防止対策について検証してまいりますので、結果を踏まえ、復旧の方針を定めてまいります。

いずれにいたしましても、十分な対策を検討し、同様な事故が起こらないようすることは、最重要事項と考えております。

○斎藤直子議長 河合議員。

○12番 河合ゆうすけ議員 再質問いたします。

答弁をお伺いしていても、問題なかったと言われるばかりで、問題がなかったのであれば、なぜこんな事故が起こったんですか。川口市のときに、1月に事故が起こったときも、私は予防策をちゃんと考えているんですけどと言ったにもかかわらず、半年後に起こしてしまっている。それで、問題なかったと言われても、全く説得力がないわけであります。謝罪もされていないし、反省が見えないと言わざるを得ません。

こういった答弁を聞いていても、どのように改善するのかのイメージが全く見えません。このような状況で復旧について進めることについては、疑問を生じます。

焼却施設に関しては、ここは焼損したわけではありませんので、電気施設だけ、電気系統だけ直すというのは、まだ理解できますけれども、火災が起こった粗大ごみ施設について、復旧作業を進めるんですかと。原因も分からぬ中、進めるとして、進めていいのですかと。これまた同じ事故が起ころるだけなんですかと。むちやくちやお金かけて、何十億もかけて、また燃やすんですかと。

現状のルールでは、施設を復旧しても、同じ人的ルールや同じ施設では、また同じ

ような火災事故が起こります。復旧するに当たって、どの点のルールや設備を具体的に変えることで、同じような事故が起こらないようにするのか、具体的な策をお示しください。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

○根津賢治事務局長 当組合においては、火災予防について、全庁挙げて取り組んでまいりましたが、このたびはご心配、ご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。

粗大ごみ処理施設の復旧でございますけれども、明日から、調査検証・再発防止対策会議を開催します。このたびの火災に係る原因を含めた検証を行います。建物の火災覚知システムや消火設備、処理ラインの火災覚知設備や散水設備、また運転管理、それから、両市のごみの区分や出し方、ハード面とソフト面の双方によって検証を行いまして、課題を洗い出してまいりたいと考えています。

ハード面においても、どのような施設設備とすれば効果があるのか、ソフト面でも、どの部分をどうすれば効果が高まるのかということで、火災予防については、これまで本当に検討を重ねて進めてきたところでございますが、さらにギアを入れて、この技術部長の知見と全国のそういった火災のあった事例等も洗い出しながら、予防策について検討して、復旧方針に生かしていくかというふうに考えております。

○斎藤直子議長 河合議員。

○12番 河合ゆうすけ議員 では、最後に要望で終わります。

8月6日に現場説明にお伺いしたときに原因をお聞きして、結局原因はまだ分かりませんということで、いつになったら分かるんですかと聞くと、約5回の調査委員会

があつて、大体 12 月ぐらゐにはなるかな  
というようなご答弁でした。

できるだけ早く原因究明しないと、結局、  
火災があつた粗大ごみ施設のほうの施設に  
関しては、復旧がどんどん遅れています  
し、そうするといつまでも他市にごみを運  
搬しなければいけないので、先ほども委員  
会でやつていましたけれども、7 月から 8  
月だけでも約 2 億 7,000 万かかって、  
そして 9 月から 3 月でも 14 億でしたか、  
かかるというお話をありました。運搬だけ  
でもそれだけのお金がかかるということな  
んで、できるだけ早く究明しないと、ます  
ます我々の市民の税金が失われるといふこ  
とですから、もう 12 月までとかと言わづ  
に、できるだけ早く原因究明をして、復旧  
作業を行つていただきたいということを要  
望させていただきます。

以上です。

○斎藤直子議長 以上で一般質問を終結しま  
す。

---

#### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 5 時 02 分休憩

午後 6 時 51 分再開

---

#### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 再開いたします。

---

#### ◎付託事件に対する委員長報告

○斎藤直子議長 続いて、管理者提出議案を  
一括議題といたします。

各常任委員会委員長から審査の経過並び  
に結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 20 番 酒井いくろう議員。

[20 番 酒井いくろう議員 登  
壇]

○20 番 酒井いくろう議員 総務常任委員  
会委員長報告を行います。

先ほどの本会議において当委員会に付託  
されました案件について、その審査の経過  
概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、報告  
1 件、条例案 1 件、予算案 1 件であります。

最初に、議案第 16 号「専決処分の承認  
を求めるについて」、令和 7 年度蕨戸  
田衛生センター組合会計補正予算（第 2  
号）中、当委員会所管事項について申し上  
げます。

まず、第 1 条の歳入歳出予算の補正の審  
議に入りました。質疑は款ごとに行い、ま  
ず歳入の部についての質疑はなく、歳出の  
部についての質疑に入り、第 5 款諸支出金  
について委員より、毎年積み立てている基  
金について、今回、積み立てずに火災の対  
応に用いるとのことでよろしいかとの質疑  
があり、事務局より、火災に対応する財源  
として、基金の財源とする基金分担金を減  
額し、組合分担金に組み替えたとの説明が  
ありました。

以上で歳出の部の質疑を打ち切り、討論  
はなく、採決の結果、議案第 16 号中、当  
委員会所管事項について、全員異議なく、  
本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 17 号「蕨戸田衛生センタ  
ー組合手数料等条例の一部を改正する条  
例」について申し上げます。

委員より、手数料の引上げ検討時期と今  
回の火災による影響があったのかとの質疑  
があり、事務局より、引上げ検討の時期は、  
火災が起る前であり、前回の引上げから  
6 年経過したこと、その間に、基幹的設備

改良工事に伴う設備の更新、さらに近年の物価等の上昇による経費の高騰を考慮したものとなっている。また、国が推奨している一般廃棄物会計基準を、今年度より組合においても導入しており、それにより算出を行ったとの説明がありました。

また、委員より、浄化槽汚泥は、今回、実質的な値上げとなるが、組合に搬入されているのは、事業所から搬出されるもののみかとの質疑があり、下水道未整備地区において、浄化槽の設置が必要であり、家庭や事業所から出る排水等を処理して浄化する過程で浄化槽汚泥が発生する。これらの浄化槽の点検整備を行っている事業者が搬入するため、費用はその際に支払われるとの説明がありました。

さらに委員より、浄化槽の設置の割合について質疑があり、事務局より、組合が把握している範囲では、民家で49%、事業者で51%となっているとの説明がありました。

ほかの委員より、今回の火災により、今後、手数料を引き上げる予定はあるのかとの質疑があり、事務局より、手数料は、廃棄物の処理に係る経費を基に算定しており、施設の維持管理費も含まれていることから、今後、火災の費用についても含まれてくる可能性はあるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第18号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第3号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の審議に入りました。質疑は款ごとに行い、歳入の部についての質疑に入り、第5款諸収入の電

力売扱代金について、委員より、火災により電力の売払いも停止しているということだが、減額の算定はどのように行ったのかとの質疑があり、事務局より、4月から6月については、実績を基に算出し、7月から令和8年3月までに相当する額を減額しているとの説明がありました。

次に、第6款地方債について、委員より、組合が加入している火災保険により、どれだけの保険金が支払われるのかとの質疑があり、事務局より、組合が加入している火災保険は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害保険となっている。支払われる保険金の算定には、復旧工事完了後に復旧すべき工事の範囲などの査定が行われるため、現時点では申し上げられないとの説明がありました。

また、委員より、復旧事業債はどれほどの期間と金利を想定しているのかとの質疑があり、事務局より、期間については、交換する機器の耐用年数により決まり、金利については、財政融資資金であれば、年1%強程度を想定しているとの説明があり、さらに委員より、借り入れる時期とその際の議会への報告は、いつを想定しているのかとの質疑があり、事務局より、借り入れ時期については、工事が完了した後の年度末を想定している。借り入れが決まった時点で、議会での報告を予定している。また、復旧事業債の償還の一部には、火災保険の保険金を充てることを予定しているとの説明がありました。

さらに委員より、火災保険の算定は、これまでの使用期間が考慮されるため、新品での入替えのほうが費用は高くなるはずだが、財政面の見通しはどうかとの質疑があり、事務局より、保険金額の算定には、相当な期間がかかることが見込まれるため、

現状ではお答えできないが、組合全体としては、責任額100億円強の保険に加入しているとの説明がありました。

以上で歳入の部の質疑を打ち切り、第2条地方債について質疑はなく、質疑は終結し、討論はなく、採決の結果、議案第18号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○斎藤直子議長 続きまして、業務常任委員会委員長 10番 比企孝司議員。

[10番 比企孝司議員 登壇]

○10番 比企孝司議員 ただいまから業務常任委員会委員長報告を行います。

先ほどの本会議において当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、報告1件、予算案1件であります。

最初に、議案第16号「専決処分の承認を求めるについて」、令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第2号）中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は目ごとに行い、まず、第1目塵芥処理費について、委員より、一般廃棄物処理委託料の内訳、専決処分について、根拠と要件について質疑があり、事務局より、一般廃棄物処分委託料の内訳は、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの処理費用と運搬費であり、処理費単価については、川口の1月の火災事故の補正予算の際の単価を使っていて。専決処分の法的根拠としては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決をしている。専決の理由としては、12

日に火災が起り、17日から再開というスケジュールの中で、処理費用予算を急ぎ組む必要があるということから、専決処分をしたとの説明がありました。

また、委員より、自治体と民間に委託したことだが、民間に委託した場合、自治体に比べ、高いと思うが、コストダウンの努力をしたのか。専決処分は、議会を開くいとまがない緊急性の高いときということなのかとの質疑があり、事務局より、コストについては、17日から収集再開ということで、とにかく処分先を探すということを優先した。埼玉県の自治体で構成されている埼玉県清掃行政研究協議会の常任幹事である埼玉県と、火災発生日の12日に連絡を取り、翌日に正式に県の協力の依頼をして、翌月曜日、支援先のリストの提供を受けている。リストを基に先方と調整をしながら、どこに出せるかという調整をしたところである。

自治体によって、処理費用は異なるが、今現在、出している自治体では、東京二十三区が一番安く、自治体のほうが相対的に安いが、賄えないものについては、民間にも出していくという考え方で進めた。専決処分については、緊急性を鑑みて、該当すると考えている。

他の委員より、今一番委託料を払っている自治体はどこなのかとの質疑があり、事務局より、まだ請求がまとまっていないので、お示しできないとの説明がありました。

次に、第3目し尿処理費について、委員より、蕨市と戸田市、それぞれくみ取りの物件はどのくらいなのかとの質疑があり、事務局より、件数の手持ち資料はないが、重量としては、くみ取りと浄化槽があり、令和6年度実績では、くみ取りが、蕨市が約245トン、戸田市が約1,164トン、

浄化槽が、蕨市が約472トン、戸田市が約3,909トンであるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第16号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、本案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第3号）」中、当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は目ごとに行い、まず、第1目清掃総務費について、委員より、火災に関する調査検証・再発防止対策会議委員謝礼2万5,000円は、火災原因を調査してくれる人の謝礼なのかとの質疑があり、事務局より、会議のメンバーに外部の委員として1名来ていただくことにしており、会議を5回予定しており、1回5,000円の謝礼であるとの説明がありました。

他の委員より、この会議は、1日行われるのか、それとも半日ぐらいなのかとの質疑があり、事務局より、明日が第1回の会議を予定してございますが、時間的には、長くても半日、午後2時から開催いたしますので、半日で終わるような内容になるとの説明がありました。

また、委員より、火災に関する調査検証・再発防止対策会議で、火災の原因が不明という説明があり、原因が不明の中で、その再発防止対策を考えていくということで、難しい面もあると思うが、この辺はどういうふうに原因が分からぬ中で、再発防止策を考えしていく流れなのか、その概要を教えてくださいとの質疑があり、事務局より、会議の内容につきましては、学識者のアドバイス等もいただきながら進めるが、現在、出火原因不明というふうに申し上げ

ておりますのは、消防が鎮火した後で、翌日に現場調査に入りまして、出火場所である場所の燃え殻等を調査した上で、そこから出火原因となるようなものが発見されなかつたということをもって、出火原因不明ということにしている。いずれにしても、そこで火災が起こっているということは、何か燃えたものがあるということであり、リチウムイオン電池、二次電池の可能性はあると考えているとの説明がありました。

他の委員より、塵芥処理費の14節工事費約21億円で、積算根拠についての質疑があり、事務局より、ごみ焼却施設の復旧工事の内容は、プラント電気工事、プラント機器工事、建設電気工事及び建設設備工事になる。プラント電気工事に関して、東京電力から高圧ケーブル及び配電するケーブル、さらにその先の機器に送る細かい制御用ケーブルと呼ばれるものがあり、そのため、電気工事がかなり高額となる。金額の根拠は、請負業者からの見積りとなるとの説明がありました。

また、委員より、コストの削減について質疑があり、事務局より、金額の交渉は行っているが、復旧を優先した積算となっているとの説明がありました。

また、委員より、今回の火災により、今後の保険料がどうなるのかとの質疑があり、事務局より、保険料率については、火災後も変更はないとの説明がありました。

委員より、一般廃棄物処分の期間について質疑があり、事務局より、期間は9月から令和8年3月までとの説明がありました。

委員より、川口市の事例は参考としているか、また、市民ができることはあるかとの質疑があり、事務局より、川口と同様に、リチウムイオン電池等の危険物の分別徹底をお願いしたいと説明がありました。

委員より、火災が起こる前後の職場環境について質疑があり、事務局より、電気が復旧するまでは、事務職員、作業員とともに、リサイクルフラワーセンターを休憩スペースとして使用していたと説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第18号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、本案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○斎藤直子議長 以上をもって、委員長報告は終わりました。

#### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 7時08分休憩  
午後 7時08分再開

#### ◎再開の宣言

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎委員長報告に対する質疑

○斎藤直子議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

#### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 7時08分休憩  
午後 7時08分再開

#### ◎再開の宣言

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎討論、採決

○議案第16号の採決－承認

○議案第17号の採決－可決

○議案第18号の採決－可決

○斎藤直子議長 これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第16号「専決処分の承認を求めるについて」、討論の通告があまりませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、承認であります。

本案を委員長の報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第17号「蕨戸田衛生センター組合手数料等条例の一部を改正する条例」について、討論の通告があまりませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第3号）」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

---

#### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 7時10分休憩

午後 7時26分再開

---

#### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎議会運営委員会委員長報告

○斎藤直子議長 これより、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 10番 比企孝司議員。

[10番 比企孝司議員 登壇]

○10番 比企孝司議員 ただいま開催いたしました議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

初めに、議案第19号「工事請負契約の締結について」については、本日の日程に追加し、上程、提案説明、質疑、委員会付託を行い、委員会審査終了後、本会議にて採決を行う。

なお、議案に対する質疑の通告は、提案説明後の休憩中とし、本会議休憩中に、総務常任委員会に付託し、審議する。

また、議案第19号の審議の後に、委員会提出議案第1号「蕨戸田衛生センター火災に係る財政支援等を求める意見書」及び委員会提出議案第2号「蕨戸田衛生センター火災に係る十分な対応を求める意見書」、以上2件を、本日の日程に追加し、上程、提案説明の後、本会議において採決を行う。

以上のとおり決定いたしました。

以上で議会運営委員会委員長の報告とさせていただきます。

---

#### ◎日程の追加

○斎藤直子議長 次に、議案第19号「工事請負契約の締結について」が提出されております。

お諮りいたします。

議案第19号を日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認め、議案第19号を日程に追加し、議題といたします。

---

#### ◎管理者提出議案の追加上程

○斎藤直子議長 件名を書記が朗読いたします。

[書記朗読]

議案第19号 工事請負契約の締結について

---

#### ◎管理者提出議案の説明

○斎藤直子議長 提出者の説明を求めます。 賴高管理者。

[賴高英雄管理者 登壇]

○賴高英雄管理者 それでは、追加議案とな

ります議案第19号「工事請負契約の締結について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案第18号、補正予算（第3号）でご議決いただいた3款衛生費、1項清掃費、2目塵芥処理費、14節工事請負契約費に計上のごみ焼却施設復旧工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、ご議決をいただくものであります。

工事の概要につきましては、火災で損傷したプラントの電気、機器の工事、また、照明や空調及び火災報知設備や消火設備など建物に関する工事となり、令和8年3月からのごみ焼却施設再稼働を目指とした工事であります。

契約方法は随意契約とし、荏原環境プラント株式会社と、契約金額21億1,200万円をもちまして請負契約を締結するものであります。

工期は、議会の議決後、本契約を締結し、令和8年3月31日までの予定となっております。

なお、工事内容につきましては、議案に発注仕様書を添付しておりますので、ご参考願います。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○斎藤直子議長 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 7時30分休憩

午後 7時58分再開

### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎管理者提出議案第19号に対する質疑

○斎藤直子議長 これより追加議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、通告による質疑を終わります。  
質疑を打ち切ります。

### ◎管理者提出議案第19号の委員会付託

○斎藤直子議長 これより委員会付託に入ります。

議案第19号は、お手元に配付しております委員会付託一覧表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 7時59分休憩

午後 8時40分再開

### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎付託事件に対する委員長報告

○斎藤直子議長 続いて、管理者提出議案を議題といたします。

総務常任委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 20番 酒井いくろう議員。

[20番 酒井いくろう議員 登壇]

○20番 酒井いくろう議員 総務常任委員会委員長報告を行います。

先ほどの本会議において当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、工事請負契約1件であります。

議案第19号「工事請負契約の締結について」について申し上げます。

委員より、随意契約の理由の説明を求める質疑があり、事務局より、プラント建設メーカーであり、設備の状況を把握している荏原環境プラント株式会社に請け負わせることで、迅速な工事が可能であるためであるとの説明がありました。

また、委員より、蕨戸田衛生センター火災復旧工事の内訳について説明を求める質疑があり、事務局より、当該工事の概要について、契約金額は、税抜きで19億2,000万円、税込みで21億1,200万円である。内訳については、火災により被害を受けた設備を復旧するものであるが、まず、プラント電気工事として税抜き11億80万円、プラント機器工事として税抜き4,220万円、建築電気工事として2億1,740万円、建築設備として6,210万円、直接工事費の合計が14億2,250万円となり、そこに諸経費を加えた金額となっているとの説明がありました。

さらに委員より、仕様書中、特記事項について、本工事に含まない理由の説明を求める質疑があり、事務局より、施設の稼働再開のために、不急の内容であるためであるとの説明がありました。

委員より、これまでのピット火災の状況と消火の対応状況について質疑があり、事

務局より、令和4年7月からの統計になるが、これまでに51件発生している。消火の対応としては、消火栓により行ってきたとの説明がありました。

また、委員より、追加の消防設備などを今後導入する必要性と、導入の時期について質疑があり、事務局より、検証会議で検討して対応してまいりたいとの説明がありました。

委員より、今回の工事で行う消防設備の内容は、現状の復旧ということかとの質疑があり、事務局より、工事の内容としてはそのとおりであるとの説明がありました。

委員より、契約金額についてさらなる値引きが可能かどうか、また、工期について変更の可能性があるかどうかとの質疑があり、事務局より、本議案の可決をもって、仮契約が本契約に移行するため、議決後の契約金額の変更はない。工期については、変更があった場合、変更契約を締結し、議会に報告するとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わりります。

○斎藤直子議長 以上をもって、委員長の報告は終わりました。

---

◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 8時44分休憩

午後 8時44分再開

◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎委員長報告に対する質疑

○斎藤直子議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

---

#### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 8時44分休憩

午後 8時44分再開

#### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎管理者提出議案第19号の討論、採決

○斎藤直子議長 これより討論、採決に入ります。

議案第19号「工事請負契約の締結について」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○斎藤直子議長 次に、議会運営委員会から、委員会提出議案第1号「蕨戸田衛生センター火災に係る財政支援等を求める意見書」及び委員会提出議案第2号「蕨戸田衛生センター火災に係る十分な対応を求める意見書」、以上2件が提出されています。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号、以上2件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認め、委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号を日程に追加し、一括議題といたします。

---

#### ◎委員会提出議案の一括追加上程

○斎藤直子議長 直ちに、委員会提出議案の上程に入れます。

件名を書記が朗読いたします。

[書記朗読]

委員会提出議案第1号 蕨戸田衛生センター火災に係る財政支援等を求める意見書

委員会提出議案第2号 蕨戸田衛生センター火災に係る十分な対応を求める意見書

---

#### ◎委員会提出議案の説明

○斎藤直子議長 提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 10番 比企孝司議員。

[10番 比企孝司議員 登壇]

○10番 比企孝司議員 委員会提出議案第

1号「蕨戸田衛生センター火災に係る財政支援等を求める意見書」。

本文の朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

本年7月12日、蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設において火災が発生し、同月14日から16日にかけてごみ収集が中止される事態となりました。

埼玉県におかれでは、県内市町村及び一部事務組合の代替施設確保に向け、迅速かつ的確な調整を行い、早期にごみ処理業務の支障を回避し得たことに対し、ここに深甚なる敬意と感謝の意を表します。

しかしながら、当該施設の再稼働に向けた復旧作業は長期化するおそれが極めて高く、今後も代替受入れ先の確保が不可欠です。

また、復旧作業の長期化に伴い、ごみ処理委託費や復旧費用は必然的に増大し、地域住民の安全・安心な衛生環境の維持に深刻な影響を及ぼしかねないことから、県の支援が必要です。

つきましては、本組合議会は、埼玉県に対し、下記について強く要望いたします。

1、引き続き、代替受入れ先確保のための調整を講じること。

2、復旧作業の長期化に伴うごみ処理委託費及び復旧費用の増加に対し、市民生活と衛生環境を守る観点から、特別交付税の確実な措置を含め、柔軟かつ十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年8月20日。

埼玉県知事 大野元裕様。

蕨戸田衛生センター組合議会。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

続きまして、委員会提出議案第2号「蕨

戸田衛生センター火災に係る十分な対応を求める意見書」。

令和7年7月12日、蕨戸田衛生センターにおいて火災が発生し、同月14日から16日にかけてごみ収集が中止される事態となりました。その際、蕨戸田衛生センター組合執行部におかれましては、迅速な調整を行い、そして両市協力の賢明なる周知により、早期にごみ処理業務への影響を最小限にとどめられたことに対し、ここに深く感謝の意を表するものであります。また、8月18日からリサイクルプラザ、し尿処理施設が迅速に再開できたこと、日々の尽力に敬意を表します。

しかしながら、現時点でごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設は稼働しておらず、復旧作業の長期化に伴い、ごみ処理委託費や復旧費用の増加が見込まれ、地域住民の衛生環境や安全の確保に影響を及ぼす可能性があります。

また、再発防止のためには、原因の十分な検証と適切な対策の実施が重要であり、迅速かつ透明性の高い情報発信と、市民への説明責任の徹底が必要だと考えます。

よって、本組合議会は、蕨戸田衛生センター執行部に対し、下記について誠意ある対応を求めます。

1、蕨・戸田両市民に対し、現状や復旧工程・スケジュール、再整備やごみ処理委託に伴う費用など財政面への影響について、丁寧かつ分かりやすく説明すること。情報発信に当たっては、記者会見や広報媒体等を活用し、広くかつ適時に行うこと。

2、火災の原因や、防火対策・火災発生時の対応の適否について専門家による科学的検証を実施し、その結果を踏まえて再発防止策を十分に検討の上、内容を報告書として取りまとめ、議会に提出すること。

3、施設再整備までの約10年間における粗大ごみ処理方法をはじめ全体について、施設修復や建替え、処理委託など複数の方法を比較し、試算に基づき、最も効率的かつ適切な方法を選択すること。

4、復旧作業やごみ処理委託に係る費用について、国や県からの財政支援を確保するよう努めること。

5、作業員の確保や、炎天下など厳しい環境下での労働安全や健康への配慮を十分に行うこと。

6、蕨・戸田両市と連携し、ごみ減量の啓発やリチウムイオン電池の処理ルールの周知を強化すること。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○斎藤直子議長 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

#### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 質疑受付のため、暫時休憩いたします。

午後 8時52分休憩

午後 8時53分再開

#### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎委員会提出議案第1号及び第2号に対する質疑

○斎藤直子議長 これより、委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、通告による質疑を終わります。

質疑を打ち切ります。

#### ◎委員会提出議案第1号及び第2号の委員会付託の省略

○斎藤直子議長 お諮りいたします。

委員会提出議案2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

#### ◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 8時53分休憩

午後 8時53分再開

#### ◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎討論、採決

○委員会提出議案第1号の採決—可決

○委員会提出議案第2号の採決—可決

○斎藤直子議長 これより討論、採決に入ります。

委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号、以上2件を一括議題といたします。

以上2件については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員会提出議案第1号及び委員会提出議

案第2号、以上2件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認め、よって、委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号、以上2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○斎藤直子議長 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○斎藤直子議長 以上をもって、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年第3回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

なお、10月6日に予定しておりました組合議会行政視察ですが、組合の火災対応のため中止といたしますのでご了承くださいませ。

長時間にわたり慎重審議、お疲れさまでございました。

午後 8時54分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 斎藤直子

署名議員 古川歩

署名議員 矢澤青河